

第553回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料 No. 1	広島地方最低賃金審議会委員名簿(第56期)	P. 1
資料 No. 2	広島地方最低賃金審議会運営規程	P. 2
資料 No. 3	広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程	P. 5
資料 No. 4	広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程	P. 7
資料 No. 5	広島地方最低賃金審議会会議公開要綱	P. 9
資料 No. 6	令和6年度広島地方最低賃金審議会の運営について(案)	P. 11
資料 No. 7	広島県最低賃金審議経過一覧(令和元年度～令和5年度)	P. 13
資料 No. 8	地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について (平成16年5月24日付け事務連絡)	P. 14
資料 No. 9	要請文書	
9-1	最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制度実現を求める要請	P. 16
9-2	最低賃金額の引上げを求める会長声明	P. 17

第56期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広島労働局
令和6年5月1日現在

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	中原 良子	弁護士
	三井 正信	安田女子大学 教授
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	戸村 伸一郎	自動車総連広島地方協議会 事務局長
	長安 幸司	三菱電機労働組合福山支部 支部執行委員長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
使用者代表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	蔵田 秀和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	巢守 佳之	巢守金属工業 株式会社 代表取締役社長
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

(50音順・第56期)

広島地方最低賃金審議会運営規程

第1条 広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、広島労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、広島労働局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を掌理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 第6条及び前三項の規定は小委員会等について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「会長又は座長」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を広島労働局長に提出するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会等の議事運営に関し必要な事項は、専門部会等の長が当該専門部会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和3年7月2日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和4年2月15日から施行する。

広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第1条 広島地方最低賃金審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、広島労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、広島労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損な

われるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

第8条 この規定に定めるもののほか、専門部会の議事運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和3年7月2日から施行する。

広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程

第1条 地域別・特定最低賃金のあり方に関する基本的事項又は特定の特定最低賃金の取扱い等について検討し、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）及び広島地方最低賃金審議会専門部会における審議の円滑化に資するため、広島地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき広島地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「運営小委員会」という。）又は広島地方最低賃金審議会検討小委員会（以下「検討小委員会」という。）を設置するものとする。

第2条 運営小委員会の構成は、会長のほか、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ2名とし各側代表委員は各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

2 検討小委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ2名とし各側代表委員は各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

第3条 運営小委員会及び検討小委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集するものとする。

2 会議は、公益代表委員のうちの推薦に基づいて会長に指名された座長が議事の運営を図るものとする。

3 運営小委員会及び検討小委員会は、座長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第4条 会議において審議した結果、必要と思われる事項については審議会において報告するものとする。

第5条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成20年7月10日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

広島地方最低賃金審議会会議公開要綱

第1条 この要綱は、広島地方最低賃金審議会、同専門部会及び同運営小委員会並びに同検討小委員会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し、広島地方最低賃金審議会運営規程及び広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程並びに広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程の定めによるほか、その具体的な取扱いについて定める。

第2条 公開する審議会等の開催の日時、場所及び傍聴人の募集等については、原則として審議会等の開催の日の14日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに、広島労働局において掲示し、併せて広島労働局のホームページにも掲載する。

第3条 審議会等の傍聴を希望する者は、前条により示された締切日までに、郵便又は電子メールにより労働基準部賃金室あてに申込むものとする。

- 2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第4条 傍聴者は、原則として5名以内とする。

- 2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とすることがある。
- 3 抽選結果については、当選者に文書又は電子メールで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することができる。
- 4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第5条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

第6条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

- 2 傍聴人は、審議会開始の10分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。
- 3 傍聴人には、審議会傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

第7条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、会長、部会長又は座長は違反者に対し是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

- 2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出する。
- 3 庁舎退去命令にも従わない場合には、所轄警察署へ連絡し強制排除を行うこととする。

第8条 審議会等を公開する場合、報道関係者については、第3条及び第4条にかかわらず、原則として取材を認める。ただし、撮影及び録音は、会長、部会長が認める場合に限る。

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長、部会長又は座長が定める。

附 則

第1条 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和5年3月17日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和5年7月3日から施行する。

(案)

広島地方最低賃金審議会

令和 6 年 6 月 28 日

令和 6 年度広島地方最低賃金審議会の運営について

令和 6 年度における当審議会の運営に係る基本的方針については、下記に留意するものとする。

記

- 1 広島県最低賃金については、10月1日発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。
- 2 特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標に置き、審議の促進を図ることとする。
- 3 第1回目の特定（産業別）最低賃金専門部会において、具体的金額審議を行うに当たっては、原則として労使各側の本審議会委員が出席の上で、行うこととする。
- 4 最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、別紙「最低賃金審議会令第6条第5項の運用について」によるものとする。

(案)

別紙

最低賃金審議会令第6条第5項の運用について

広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会の令和6年度の運営における最低賃金審議会令第6条第5項の適用は、下記によることとする。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金についてのみ適用するものとし、広島県最低賃金については、適用しないものとする。
- 2 各特定（産業別）最低賃金ごとに、本審議会において議決のうえ運用することとし、全業種あるいは数業種を一括して適用することについての事前の議決は行わないものとする。
- 3 本審議会によるあらかじめの議決は、専門部会において1回以上審議した段階で部会長が最低賃金審議会令第6条第5項の適用が妥当と判断して出席委員全員の了解を得た場合に、直近の本審議会において部会長の報告を受けてこれを行うものとする。
- 4 特定（産業別）最低賃金の専門部会での議決が、全会一致の場合に適用するものとする。
- 5 最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、各特定（産業別）最低賃金ごとに毎年審議して決定するものとする。

広島県最低賃金審議経過一覧

年度	諮問日	目安答申日	専門部会開催日	答申日	官報公示日	効力発生日	決定金額	引上げ率
令和元年	令和元年7月2日	令和元年7月31日	令和元年8月1日 令和元年8月2日 令和元年8月5日	令和元年8月5日	令和元年8月30日	令和元年10月1日	時間額 871円 (+27円)	3.18%
2	令和2年7月3日	令和2年7月22日	令和2年8月3日 令和2年8月4日 令和2年8月5日 令和2年8月21日	令和2年8月21日	-	令和元年10月1日	時間額 871円 (-円)	-
3	令和3年7月2日	令和3年7月16日	令和3年7月30日 令和3年8月2日 令和3年8月4日 令和3年8月5日	令和3年8月5日	令和3年9月1日	令和3年10月1日	時間額 899円 (+28円)	3.21%
4	令和4年7月1日	令和4年8月1日	令和4年8月1日 令和4年8月2日 令和4年8月4日 令和4年8月5日	令和4年8月5日	令和4年9月1日	令和4年10月1日	時間給 930円 (+31円)	3.45%
5	令和5年7月3日	令和5年7月28日	令和5年7月31日 令和5年8月1日 令和5年8月2日 令和5年8月4日	令和5年8月4日	令和5年9月1日	令和5年10月1日	時間給 970円 (+40円)	4.30%

事務連絡

平成 16 年 5 月 24 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課

主任中央賃金指導官

地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について

従来、中央最低賃金審議会の議事録の発言者については、「会長」「公益委員」「労側委員」「使側委員」と表示し公開してきたところであるが、情報公開の流れの中で審議会等の更なる透明性が求められてきており、発言者の名前も公開すべきとの意見が高まってきているところである。

こうした中、先般、国会において議事録の公開について質問があり、発言者名について明らかにすべきとの指摘を受けたことを踏まえ、5月14日に開催された第14回中央最低賃金審議会において、今後、当該審議会にかかる議事録については、全員協議会及び目安小委員会も含め発言者個人名を公開することが、了承されたところである。

については、地方最低賃金審議会（専門部会を含む。）においても上記趣旨を踏まえ、その取扱いの変更に向け準備を進めるとともに、変更が円滑に行われるよう関係者への事前説明等格段の配慮をお願いする。

なお、第14回中央最低賃金審議会提出資料及び賃金時間課長説明概要並びに国会議事録（抜粋）を添付するので参考とされたい。

（注：添付資料のうち下線部は省略）

第 14 回中央最低賃金審議会提出資料（抜粋）

中央最低賃金審議会の議事録の取扱いについて

1 現行の取扱い

議事録の公開に当たっては、委員の発言について「会長」、「公益委員」、「労側委員」、「使側委員」と表示した上で公開する。

ただし、以下の場合には会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- ・ 個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- ・ 個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
- ・ 率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

2 今後の取扱い

議事録の公開に当たっては、委員の発言について「会長」、「〇〇委員」と発言者名を表示することとする。

議事録の一部又は全部を非公開とすることができる場合の取扱いについては従来どおりとする。

2024年6月11日

広島労働局長 釜石 英雄 様

全国労働組合総連合中国ブロック協議会

議長 石田 高士

山口市中央4丁目3-3 山口県労連内

Tel:083-932-0465

広島県労働組合総連合(広島県労連)

議長 神 部

広島市東区光町 2-9-2

最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請

日本の最低賃金は、2023年の改定で、加重平均は1,004円となりましたが、加重平均を上回る県は7つしかなく、最高の東京都1,113円と最低額の県893円と220円もの格差があります。本県の最低賃金970円と東京都とは143円もの開きがあり、本県の最低賃金を月額に換算すると145,500円(月150時間)にしかありません。歴史的な物価高騰のもと、この額ではまともな生活はできず、長時間労働、地方から都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因になっています。とりわけ急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らせない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

全労連と地方組織が取り組んでいる「最低生計費試算調査」によれば、1人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上(月150時間)が必要であり、都市部と地方との差はほとんどないことを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少に歯止めをかける確かな道として、最低賃金法を改正し、誰もが人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設を求めるとともに、最低賃金「1,500円以上」を求めています。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。公正取引ルールの確立や社会保険料の減免のほか、原材料費の高騰が続くなかで諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備を求めます。

■ 要 請 項 目 ■

1. 広島県の最低賃金970円を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること。
2. すべての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制を実現すること。
3. 最低賃金の引き上げに対応した中小企業・小規模事業者支援策の拡大、充実を講じ、企業間取引で下請業者いじめをさせない公正取引のルールの確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めていただくこと。
4. 労働局が実施している「業務改善助成金」について、県の活用状況(対象企業数、活用企業件数、金額)と政府の予算に対する執行状況を示すこと。
5. 地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては公正な任命につとめ、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。
6. 地方最低賃金審議会開催にあたって以下についての状況を示していただき改善を行うこと。
 - ① 審議会での意見陳述にあたっては、人数制限を行わず、極端な時間制限を設けず、質疑を受け付けること。
 - ② 専門部会の傍聴を含めた完全公開を行うこと。
 - ③ 傍聴について人数制限を行わないこと。
 - ④ 異議申し出の場合の意見陳述を受け付けること。
 - ⑤ 会議議事録についてすべてを公開いただくこと。

以 上

最低賃金額の引上げを求める会長声明

2024年（令和6年）6月12日

広島弁護士会 会長 大植 伸

第1 声明の趣旨

- 1 当会は、中央最低賃金審議会に対し、2024年度（令和6年度）地域別最低賃金額改定の目安についての答申において、目安を引き上げることによって地域別最低賃金額の引上げを促すことを求める。
- 2 当会は、広島地方最低賃金審議会に対し、主体的に2024年度（令和6年度）地域別最低賃金額の引上げを図ることを求める。

第2 声明の理由

- 1 中央最低賃金審議会は、近々、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金額改定の目安についての答申をする予定である。その後、中央最低賃金審査会の答申を受けて、各都道府県地方最低賃金審議会においても、調査・審議を経て賃金額改定の答申がされ、これを踏まえ各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなる。
- 2 中央最低賃金審議会は、2020年度（令和2年度）を除き毎年、地域別最低賃金額の引上げ額の目安を答申し、2023年度（令和5年度）においては全国加重平均43円の引上げ額が示され、過去最高額を続けて更新した。

これを受けて、広島県においても、2023年度（令和5年度）には40円の引上げがなされ、その結果最低賃金額は時給970円とされた。

もっとも、増額された上記金額では、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約16万8000円、年収で約201万円にしかならない。加えて、近年の国際的な燃料費等の高騰や円安の進行による消費者物価の大幅な上昇が続いていて、実質賃金は、本年3月時点で24か月連続減少という調査が出ていて、給与の上昇が物価高に追いついていない状態が続いているとされる。低所得者層ほど消費者物価の状況の影響を受けやすいことをみれば、この最低賃金額では、労働者が賃金だけで人間らしい生活を持続的に営むことはできず、すべての労働者を低廉な賃金から保護する安全網（セーフティネット）としての最低賃金制度の目的を果たしているとは言い難い

ものであるから、最低賃金額をさらに引き上げ、最低賃金制度を真に実効的に機能させることが必要不可欠である。

政府においても、2023年（令和5年）8月に開催された第21回新しい資本主義実現会議において、2030年代半ばまでに全国加重平均が1500円になることを目指すと表明しているところ、近年の消費者物価の大幅な上昇に鑑みると、可及的速やかに実現される必要がある。

- 3 2023年度（令和5年度）の最低賃金額の引上げ額は全国加重平均43円であったが、引上げ後も都市部ほど最低賃金額が高いことに未だ変わりはなく、労働者が高い賃金を求めて都市部に流出し、地方において労働力不足する傾向にあることも変わっていない。

とりわけ、広島県は、総務省公表の人口移動報告において、転出超過者数が3年連続で全国最多となっており、人口流出対策が喫緊の課題となっている。転出超過の要因は様々なものがあるといわれているが、転出超過者数を年齢層別でみると20歳代が最多となっていて、進学・就職の機会に県外に転出しているとみられることから、首都圏等との賃金の差が少なからず影響していることは否定し難いものと思料する。

そうすると、広島県において最低賃金額をさらに引き上げることによって、首都圏等の格差を解消することは、地域経済の活性化の観点からも必要と理解されるものである。

- 4 他方で、最低賃金の引上げにあたっては、賃金を支給する事業者、特に中小企業・小規模事業者への支援も必要である。各種助成金、補助金の支給、加点等の施策が講じられていて、これらも支援策はさらに充実されるべきである。また、大企業に比して交渉力が弱い中小企業・小規模事業者が適正な代金の支払を得て、賃金の引上げに充てることが可能となるように、公正な取引環境が確保されるようなさらなる行政上、立法上の措置が講じられることも必要であって、こうした取り組みへの働きかけも付言されるのが相当である。

- 5 よって、当会は、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び国民経済の健全な発展への寄与という最低賃金法の目的を達するため、改めて、中央最低賃金審議会に対し、今回の答申において目安を引き上げることによって地域別最低賃金額の引上げを促すことを求めるとともに、広島地方最低賃金審議会に対し、主体的に地域別最低賃金額の引上げを図ることを求める。

以上